

4 文科初第 2525 号
令和 5 年 3 月 24 日

各都道府県知事 殿

文部科学省初等中等教育局長

藤原 章夫

学校教育設備整備費等補助金交付要綱の一部改正及び令和 5 年度学校教育設備整備費等補助金(特別支援教育設備整備費等)に係る交付申請書等の提出について(依頼)

この度、学校教育設備整備費等補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)の一部を別添のとおり改正しました。文言の適正化の観点から改正を行っており、補助金の取り扱いについては従前より変更はありません。

令和 5 年度における標記補助金については、交付要綱及び別紙 1 配分要領による執行を予定しています。

については、標記補助金の補助対象となる域内の学校法人に対して下記のとおり周知いただき、交付申請書等を取りまとめの上、期日までに御提出をお願いいたします。

また、標記補助金の効率的な執行を図る観点から、令和 6 年度から令和 8 年度における整備計画についても把握するため、事業見込調査票(別紙様式)についても同期日までに御提出をお願いいたします。

記

1. 提出期日 令和 5 年 5 月 10 日(水)

2. 提出書類

| | |
|---------------------------|---------|
| 様式第 1 交付申請書 | 学校法人が作成 |
| 様式第 1 別添 2 事業計画書総括表 | |
| 事業計画書①~⑥(該当事業分のみ) | |
| 様式第 1 別添 4 収支予算書 | |
| 様式第 2 交付申請額一覧 | 都道府県が作成 |
| 別紙様式 事業見込調査票(令和 6 ~ 8 年度) | |

※整備する設備に関する見積書及びカタログ(定価、規格が記載されているもの)も添付すること。

3. 今後のスケジュール(予定)

令和 5 年 5 月 10 日(水) 交付申請書提出締切

令和 5 年 6 月上旬 交付決定通知発出

4. 留意事項

- (1) 補助対象事業限度額については、別紙2に基づく単価によること。
- (2) 様式第1別添2の「補助金額」は、補助基準額の二分の一の額（千円未満切り捨て）により算定すること。
- (3) 交付決定前に事業着手をした場合、補助対象外となるため留意すること。
- (4) 本事業は、令和5年度予算の成立後に実施されるものであるが、事業の円滑な遂行を期するためにあらかじめ募集を行うものである。国会における審議状況によっては、内容の変更があり得る。
- (5) 交付申請がない場合には、その旨を電子メールにて回答すること。
- (6) 主管課が複数に分かれている場合は、いずれかの課で取りまとめの上、提出すること。

<提出先・本件担当>

〒100-8959

東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

文部科学省特別支援教育課庶務・振興係

TEL: 03-5253-4111 (内線 5069)

e-mail: tokubetu@mext.go.jp

令和 5 年度における学校教育設備整備費等補助金
(特別支援教育設備整備費等) 配分要領

1. 補助対象事業及び補助対象事業者は次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業は、学校教育設備整備費等補助金交付要綱（平成 15 年 4 月 1 日文部科学大臣決定）（以下「交付要綱」という。）に定めるところによる特別支援教育設備整備事業、最新の情報機器等整備事業及び学校安全設備整備事業とする。
- (2) 補助対象事業者は、学校法人とする。

2. 補助対象経費及び補助金額は次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費は、交付要綱に定めるところによる特別支援教育設備整備事業、最新の情報機器等整備事業及び学校安全設備整備事業の補助対象経費の合計額とする。
- (2) 補助金額は、交付要綱に定めるところによる特別支援教育設備整備事業、最新の情報機器等整備事業及び学校安全設備整備事業の補助金額の合計額とする。

3. 特別支援教育設備整備事業、最新の情報機器等整備事業及び学校安全設備整備事業に対する補助の実施については、それぞれ交付要綱に定めるところによる。

4. 学校法人ごとの補助金額が 50 万円未満の場合は、原則として補助金を交付しないこととする。ただし、次の(1)及び(2)いずれにも該当する場合は、交付対象とすることができる。

- (1) 教育課程上必要と認められるもので、整備しない場合、児童生徒の指導に支障が生じるもの。
- (2) 当該学校法人の当該年度における設備整備の事業費が 50 万円以上 100 万円未満であり、事業費の増額が見込めないもの。

特別支援教育設備整備事業の細目事業別補助対象限度額

| 特別支援教育設備整備事業の細目事業 | 補 助 対 象 事 業 | 限 度 額 |
|---|--|----------------------------|
| 1 特別支援学校共通設備 (1) 自立活動設備充実事業 | 1校当たり | 3,885 千円 |
| (2) 屋外自立活動設備充実事業 | 1校当たり | 2,698 千円 |
| (3) 重複障害教育設備充実事業 | 1学級当たり | 324 千円 |
| (4) 特別活動設備充実事業 | 1校当たり | 2,261 千円 |
| (5) 創作教材材料充実事業 | 1校当たり ただし、4学級以上の重複障害学級を設置する学校については、設置重複障害学級数から3を減じて得た数に54千円を乗じて得た額を加算することができる。 | 163 千円 |
| 2 視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校設備費 (1) 視覚障害情報支援充実事業 | 1校当たり | 1,295 千円 |
| (2) 教材複製設備充実事業 | 1校当たり | 6,205 千円 |
| 3 聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校設備費 (1) 集団補聴設備充実事業 | 1学級当たり | 324 千円 |
| (2) F M補聴設備等充実事業 | 1校当たり (1) F M補聴設備 (2) 補聴器特性検査設備 | 5,412 千円 2,978 千円 |
| 4 特別支援学校設備充実事業(新設学校設備) | 1校当たり | 1,187 千円 |
| 5 幼稚部設備充実事業 | 1学級当たり (1) 視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校 (2) 聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校 (3) 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む)に対する教育を行う特別支援学校 | 216 千円 222 千円 238 千円 |

| 特別支援教育設備整備事業の細目事業 | 補助対象事業限度額 |
|-------------------|---|
| 6 寄宿舎設備充実事業 | <p>1校当たり</p> <p>(1) 視覚障害者、聴覚障害者又は知的障害者に対する教育を行う特別支援学校 6 4 7 千円</p> <p>(2) 肢体不自由者に対する教育を行う特別支援学校 5 4 0 千円</p> <p>(3) 病弱者（身体虚弱者を含む）に対する教育を行う特別支援学校 4 8 6 千円</p> |
| 7 スクール・バス充実事業 | |
| (1) 一般用 | 1台当たり 4,856 千円 |
| (2) 重度障害者用 | 1台当たり 9,172 千円 |
| 8 高等部職業教育設備充実事業 | <p>1学科当たり</p> <p>(1) 視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校</p> <p>ア. 家庭に関する学科 9,941 千円</p> <p>イ. 音楽に関する学科 20,403 千円</p> <p>ウ. 理療に関する学科 25,886 千円</p> <p>エ. 理学療法に関する学科 46,665 千円</p> <p>(2) 聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校</p> <p>ア. 農業に関する学科 4,380 千円</p> <p>イ. 工業に関する学科</p> <p>①. 印刷 3 6 , 8 2 2 千円</p> <p>②. 機械 1 1 7 , 6 7 9 千円</p> <p>③. 金属工業 3 6 , 1 0 6 千円</p> <p>④. 産業工芸（木材工芸） 2 8 , 4 0 7 千円</p> <p>⑤. 産業工芸（金属工芸） 3 9 , 5 9 6 千円</p> <p>⑥. 産業工芸（自動車塗装） 1 5 , 8 6 2 千円</p> <p>⑦. 窯業 1 6 , 4 7 7 千円</p> <p>ウ. 商業に関する学科 9 , 0 9 1 千円</p> <p>エ. 家庭に関する学科 9 , 9 4 1 千円</p> <p>オ. 理容・美容に関する学科</p> <p>①. 理容 1 1 , 0 4 6 千円</p> <p>②. 美容 9 , 6 3 5 千円</p> <p>カ. 歯科技工に関する学科 3 8 , 6 5 3 千円</p> <p>キ. その他専門教育を施す学科</p> <p>①. クリーニング 2 1 , 7 7 6 千円</p> <p>(3) 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対する教育を行う特別支援学校</p> <p>ア. 農業に関する学科 4 , 3 8 0 千円</p> <p>イ. 工業に関する学科 4 , 7 0 0 千円</p> <p>ウ. 商業に関する学科 9 , 0 9 1 千円</p> <p>エ. 家庭に関する学科 6 , 0 5 0 千円</p> |

上記以外の学科等の補助対象事業限度額は、当該学科等において必要とする職業教育設備に対応して別に考慮するものとする。なお、上記の学科には、普通科等において職業教育に関する教科・科目を原則として10単位（知的障害者に対する教育を行う特別支援学校にあっては350単位時間）以上履修させる教育課程を編成し、必要な教員を配置し、組織的、継続的に職業教育を実施する場合を含むものとする。

| 特別支援教育設備整備事業の細目事業 | 補助対象事業限度額 |
|--------------------------------|--|
| 9 特別支援学級等設備充実事業 (1) 新設学級等設備 | 1 学級, 1 通級指導教室当たり (1) 小学校の知的障害特別支援学級 2 3 8 千円 (2) 上記以外の特別支援学級, 通級指導教室 3 5 6 千円 |
| (2) 集団補聴設備 | 1 学級, 1 通級指導教室当たり 3 2 4 千円 |
| (3) 教材複製設備 | 1 校当たり 2, 8 2 2 千円 |
| (4) VTR設備 | 1 学級, 1 通級指導教室当たり 5 4 0 千円 |

最新の情報機器等整備事業補助対象事業限度額

| 最新の情報機器等設備整備事業の細目事業 | 補助対象事業限度額 |
|-------------------------------------|--|
| 10 情報機器等設備 (1) 特別支援学校情報機器等設備充実事業 | 1 校当たり (1) 視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校 2, 4 7 7 千円 (2) 聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校 6 3 5 千円 (3) 知的障害者に対する教育を行う特別支援学校 3, 9 8 7 千円 (4) 肢体不自由者に対する教育を行う特別支援学校 3, 6 8 7 千円 (5) 病弱者(身体虚弱者を含む)に対する教育を行う特別支援学校 1, 0 9 5 千円 |
| (2) 特別支援学級等設備充実事業(情報機器等設備) | 1 校当たり (1) 弱視 2, 4 7 7 千円 (2) 難聴, 言語障害 6 3 5 千円 (3) 知的障害, 情緒障害 3, 9 8 7 千円 (4) 肢体不自由 3, 6 8 7 千円 (5) 病弱・虚弱 1, 0 9 5 千円 |

学校安全設備整備事業補助対象事業限度額

| 学校安全設備整備事業の細目事業 | 補 助 対 象 事 業 | 限 度 額 |
|------------------------------------|---|--|
| 1 1 学校安全設備 (1) 特別支援学校学校安全設備充実事業 | 1 校当たり (1) 視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校 (2) 聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校 (3) 知的障害者に対する教育を行う特別支援学校 (4) 肢体不自由者に対する教育を行う特別支援学校 (5) 病弱者（身体虚弱者を含む）に対する教育を行う特別支援学校 | 4 7 1 千円 2 6 9 千円 9 3 千円 1 , 2 3 8 千円 9 3 千円 |
| (2) 特別支援学級等設備充実事業（学校安全設備） | 1 校当たり (1) 弱視 (2) 難聴、言語障害 (3) 知的障害、情緒障害 (4) 肢体不自由 (5) 病弱・虚弱 | 4 7 1 千円 2 6 9 千円 9 3 千円 1 , 2 3 8 千円 9 3 千円 |